

令和8年度農業経営コンサルタントによる総合支援委託業務 提案競技募集要項

1 趣旨

令和8年度農業経営コンサルタントによる総合支援委託業務（以下「業務」という。）を委託する事業者を提案競技により選定する方法について、必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) 業務名

令和8年度農業経営コンサルタントによる総合支援委託業務

(2) 業務概要

別添1「令和8年度農業経営コンサルタントによる総合支援委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月1日（月）まで

(4) 履行場所

大分県が指定する場所

(5) 予算額

支援経営体1経営体あたり3,140,308円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 スケジュール

(1) 募集開始	令和8年4月 1日（水）
(2) 質問受付期限	令和8年4月15日（水）
(3) 応募書類の提出期限	令和8年4月20日（月）
(4) 審査委員会	令和8年4月27日（月）予定
(7) 審査結果の通知	令和8年4月28日（火）予定
(8) 契約締結予定日	令和8年5月中旬予定

4 参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - (4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分県の指名除外を受けていない者であること。
 - (5) 大分県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 本業務の遂行にあたり、支援対象経営体からの要望や県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。

5 応募の手続き

(1) 募集の実施

大分県ホームページに当該募集要項等を掲載・公表して募集を行う。

(2) 質問の受付

ア 質問の方法

質問しようとする者は、質問書様式により以下まで電子メールにて提出する。

大分県農林水産部新規就業・経営体支援課 E-mail : a15270@pref.oita.lg.jp

イ 質問受付期限

令和8年4月15日（水）17：00必着

(3) 応募書類の提出方法、応募期間及び提出先

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。

なお、作成方法の詳細は別添2（応募様式集）に従うものとする。

ア 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月20日（月）17：00必着

イ 提出先

大分県農林水産部新規就業・経営体支援課（大分県庁本館9階）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1

電話：097-506-3598 E-mail : a15270@pref.oita.lg.jp

ウ 応募書類の提出方法

電子メールによりPDFファイル等で提出すること。

なお、提出した際には必ず電話にて提出先に報告すること。

エ 注意事項

- ・応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等の電子データは返却しない。
- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- ・提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに申し出ること。
- ・企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

6 企画提案会の開催について

- (1) 開催日時 令和8年4月27日(月) 9:00～(予定)
- (2) 開催場所 大分県庁舎本館8階81会議室
- (3) 開催方法 提案者はオンライン(zoom)にて説明
- (4) 提案方法 1事業者当たり持ち時間15分(うち説明10分、質疑応答5分)とする。
- (5) 注意事項 通信費など企画提案会での提案に係る費用は応募者の負担とする。

7 審査及び結果の通知

- (1) 審査方法
県が別途設置する審査委員会において、あらかじめ定めた審査基準等により、提出された応募書類及び企画提案会での説明内容について審査し、上位4者を契約候補者として選定する。
- (2) 審査結果
審査結果は応募者に対し遅延なく書面により通知する。

8 契約締結

- (1) 県は応募書類に基づき、契約候補者と委託業務に係る具体的な事業内容や経費等について協議を行い、この結果、県と委託候補者との間で委託事業内容及び契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (2) 契約締結後、より効果的に事業を実施するために委託業務の内容に変更が生じた場合は、県と協議し県から承認を得たうえで変更することができるものとする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除